

「名取市飲食店等関連事業者支援金」申請の手引き

趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが20%以上減少した飲食店と飲食店関連事業者の事業安定化を図り、継続していただくための支援金です。

対象者

名取市内における飲食事業者、飲食関連事業者（※）およびタクシー・運転代行事業者。

※飲食関連事業者・・・飲食事業者と直接かつ継続的な取引実績を有する事業者

（例．食品卸売業、酒類卸売業、貸しおしぼり業など）

給付額 1店舗あたり、一律10万円

申請期間 令和3年4月19日（月）～令和3年9月30日（木）

申請方法 原則として、郵送

申請要件 以下の①～③すべてを満たすこと

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月から令和3年3月までのどれかひと月の売上額が、前年同月の売上げより、20%以上減っていること。

┌（特例～令和2年4月以降に創業した場合～）┐

┌令和2年7月から令和3年3月までのどれかひと月の売上げ┐
┌が、その月よりも以前にある創業後の任意のひと月と比べ、20%┐
┌以上減っていること。┐

※売上額とは、必要経費を差し引く前の金額を指します。

②事業収入を受け、今後も事業継続する意思があること。

③令和元年12月までの市税に滞納がないこと。

提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
 - ②飲食事業者との取引実績を証明する書類（売掛伝票など）
- ※飲食店関連事業者のみ提出してください。

◆以下の③～⑧は「中小企業事業安定化応援金」（1事業者10万円）を申請する場合、または、既に申請している事業者の方は提出不要です◆

- ③売上減少計算書（様式第2号）
- ④誓約書（様式第3号）
- ⑤売上の減少を証明する書類のコピー（例. 帳簿や試算表など）
- ⑥営業実態が確認できる書類のコピー（例. 確定申告書など）
- ⑦本人確認書類のコピー（例. 運転免許証など）
- ⑧振込先通帳のコピー（金融機関名や口座番号、名義人などが書かれたページ）

（切り取って宛名ラベルとしてご使用ください↓）

〒981-1292

名取市増田字柳田80 名取市役所

中小企業等支援対策室 行

【名取市飲食店等関連事業者支援金申請書類在中】

【問い合わせ】

名取市中小企業等支援対策室 電話/022-383-6237